

個人/法人ユーザーへ譲渡販売する場合(窓口申請)

信販会社所有等、AIRAC利用者ではない法人への販売を含みます

一般ユーザーへ譲渡販売する場合は、登録処理で譲受人情報をAIRASに登録します。また、同時に申請種別(譲渡状況)を窓口申請(最終譲渡)にして、証明書情報が申請窓口へ送信される状態にします。

1. 利用登録者専用手続きメニュー画面



【譲渡証1件登録/訂正/削除】ボタンをクリックします。

2. 検索画面



車台番号(型式相当部分も含めて全桁)を半角文字で、車名を全角文字で入力して、

【登録】ボタンをクリックします。

3. 新規登録用の譲渡証情報入力画面



必要項目を入力します。

・譲渡情報

- 譲渡年月日:譲渡年月日を西暦で入力します。
- 申請種別(譲渡状況):窓口申請(最終譲渡)を選択します。

・譲受人情報 数字やハイフン、スペース等も全て全角で入力します

- 譲受人コード:入力しません。
- 譲受人の住所(都道府県-番地及階層番号):基本的に印鑑証明書と同内容を入力します。
- 譲受人の住所(建物名等):建物名等があれば、入力します。
- 譲受人の商号:法人に販売する場合に入力します。個人の場合は入力しません。
- 譲受人の氏名又は代表者の役職及び氏名:個人に販売する場合に入力します。法人の場合は入力しません。

・備考

- 車両特定番号:OSS申請用の項目なので、窓口申請であれば入力不要です。
- 備考:何か入力すべき内容があれば、入力します。

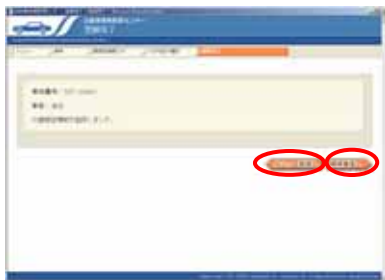
必要項目の入力後、【登録】ボタンをクリックします。

4. 入力内容の確認画面



入力内容を確認後、【確認】ボタンをクリックします。

5. 登録完了画面



この画面が表示されれば、登録処理が無事完了したことになります。

別の車両について、引き続き同様の処理を行なうのであれば【検索画面へ】ボタンを、
そうでなければ【メニュー画面へ】ボタンをクリックします。